

「市県民税の申告」と「所得税の確定申告」

受け付けは2月16日(月)から3月16日(月)まで

税金の申告時期まであと1か月。準備はどうですか？ 申告の受け付けは別表のとおりで、住んでいる地域にかかわらずどの場所でも行えます。

申告が必要な人

市県民税の申告

今年の1月1日現在、旭市内に住んでいて、平成26年中(1～12月)に事業、不動産、利子、配当、給与、雑、譲渡、一時、山林などの所得があった人
無収入でも申告を

無収入でも、申告書の「前年中所得のなかった方の記入欄」に記入し、提出してください。
各種証明書の交付や、国民健康保険税の軽減などに必要です。
※税務署に所得税の確定申告書を提出した人、給与所得だけで勤務先から市役所へ給与と支払報告書が提出されている人、

所得税の確定申告

年金所得だけで年金保険者から市役所へ年金支払報告書が提出された人は、市県民税の申告の必要はありません。

年金所得者の申告手続き

貸付金の利子や不動産の使用料の支払いを受けている人
公的年金などの収入金額が400万円以下で、そのほかの所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

なお所得税の還付を受けるには確定申告書の提出が必要です。
※各種控除を追加するときや、公的年金以外の所得があるときは、市県民税の申告書の提出が必要です。

復興特別所得税に必ず記入を

平成25年分から、所得税と併せて復興特別所得税を確定申告・納付することとされています。

す。確定申告書への記入漏れがあった場合、再度修正して申告することになります。

申告のときに必要なもの

- ① 申告書と印鑑
- ② 給与所得者は、源泉徴収票または給与支払証明書
- ③ 営業・農業などの事業所得者は、収入と支出の分かる帳簿や固定資産税土地家屋課税証明書など
- ④ 医療費、社会保険料、寄付金、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や証明書など

※国民年金保険料についても証明書の添付が必要です。

- ⑤ 前年、確定申告をした人は、確定申告書の控え

申告書の発送

各申告書は、1月下旬から2月上旬に発送します。

市県民税の申告書は、扶養家族として申請のあった人には送付しないため、平成26年中に28万円以上の所得があった人は、市税務課に問い合わせてください。

専門家が悩みを解決

無料申告相談を開催

▼所得税と復興特別所得税・消費税・事業税・住民税申告書作成相談会
期日／2月9日(月)、10日(火)
場所／市役所本庁分室

※譲渡所得、複雑な相談も可。
▼税理士による無料申告相談会
期日／2月9日(月)、24日(火)
場所／市役所本庁分室(9日)、第二市民会館(24日)

対象／小規模事業者、給与所得者、年金受給者
〈共通事項〉
受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

給与・賃金などの支払者は「給与支払報告書(市区町村提出用)」を作成し、受給者の住所の市区町村に提出してください。また源泉徴収票を全ての受給者に交付し、給与支払金額が一定以上のものは、税務署にも提出してください。

青色申告をする事業主で、専従者給与や、臨時従業員への賃金などを支払った人も同様です。

【別表】申告の期間と受付場所

受付時間／午前8時30分～正午、午後1時～5時

◆2月

○印…指定日

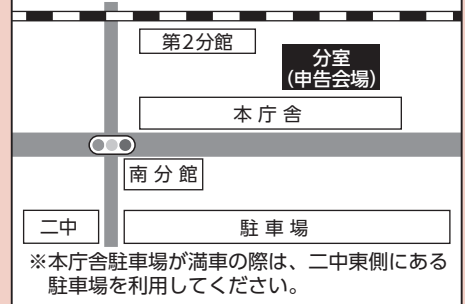
場 所	16日 (月)	17日 (火)	18日 (水)	19日 (木)	20日 (金)	21日 (土)	22日 (日)	23日 (月)	24日 (火)	25日 (水)	26日 (木)	27日 (金)	28日 (土)
市役所本庁 分室	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-
海上支所 1階相談室	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-
飯岡支所 1階旧税務室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
干潟支所 1階会議室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

◆3月

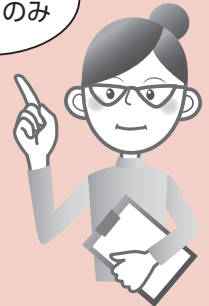
場 所	1日 (日)	2日 (月)	3日 (火)	4日 (水)	5日 (木)	6日 (金)	7日 (土)	8日 (日)	9日 (月)	10日 (火)	11日 (水)	12日 (木)	13日 (金)	14日 (土)	15日 (日)	16日 (月)
市役所本庁 分室	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○
海上支所 1階相談室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飯岡支所 1階旧税務室	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
干潟支所 1階会議室	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-

※給与所得者や年金所得者の還付申告に限り、2月12日(木)から市役所本庁分室で受け付けます。

間違わないで 市役所本庁での受付場所



受け付けは
指定日のみ



申告の混雑解消に協力を

●経費や医療費などは、集計を済ませてきてください。済んでいない人は、集計が終わるまで順番を待つことがあります。

●相談の必要がない人は、郵送や電子申告(e・Tax)を利用してください。

税務署や税理士などへ

次の人は、銚子税務署または青色申告会で申告するか、税理士に依頼してください。

①青色申告の人

②事業、不動産所得がある白色申告者で、収入金額合計が1、000万円以上の人

③土地・建物、株式・投資信託、先物の譲渡所得、配当所得、山林所得のある人

④雑損控除を受ける人

⑤その他、複雑な案件

銚子税務署申告書作成・相談会

源泉徴収票などの書類のほか、印鑑、筆記用具、計算器具を持参してください。

期間／2月16日(月)～3月26日(木)
※土・日曜日、祝日を除く。

受付時間／午前8時30分～午後4時

場所／銚子商工会館1階(銚子市三軒町19・4)

※来場者駐車場はハローワーク西側にあります。

インターネットで(e・Tax)

自宅にインターネット環境が整っている人は、e・Taxを利用しましょう。国税庁のホームページ(http://www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成し、管轄の税務署に送信(提出)することができます。申告会場へ提出に向く必要がなくなるほか、還付金が発生する場合、早く受け取ることができます(提出から3週間程度)。

なおe・Taxでの送信には、電子証明書やICカードリーダーライタなどが必要です。

問い合わせ先
●所得税の確定申告
銚子税務署
☎0479・22・1571

●市県民税の申告
市税務課課税班
☎62・5321

公的年金の源泉徴収票を発送中 確定申告などの際に必要

平成26年中に、老齢または退職を支給事由とする公的年金を受け取った人に、年金支給額や源泉徴収された所得税額などを知らせる「平成26年分公的年金等の源泉徴収票」が、順次発送されています。確定申告などの際に必要ですので、届いたら大切に保管してください。

くわしい内容は佐原年金事務所(☎0478・54・1442)、または市保険年金課高齢者医療年金班(☎62・5332)へ。

中学生の税についての作文 市内から6人が入選

受賞者(敬称略)／●東京国税局長賞…伊藤若菜(二中・3年)

●銚子税務署長賞…石坂七虹(飯岡中・3年) ●旭市長賞…遠藤希(海上中・3年) ●東京

国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞…岩井駿(二中・3年)

●千葉県納税貯蓄組合総連合会長賞…飯田さくら(海上中・3年) ●銚子税務署管内納税貯蓄組合総連合会長賞…佐瀬智則(飯岡中・3年)